

地域がより主体的に公共交通を維持・充実する取組みの推進

【担当省庁】国土交通省

域内交通に関する現状と課題

- **県内路線バス**は、車を利用できない高齢者・学生や観光客等の移動ニーズを支える**不可欠なサービス**であり、その**維持・充実は重要**。
- 現状、民間事業者に対し、**県はほとんど「権限」を有しておらず**サービス水準は事業者が決定。
 - (本県の状況) ・昨年6月 県内路線バス 29路線が減便
 - ・本年6月 定期券等値上げ
- 県の公共交通に関する計画などに基づき、民間事業者が担う路線の維持・確保に取り組んでいるが、「要請」ベースであり、**「補助」の財源も乏しい**。
 - ・本県の公共交通関係(バス)予算:約2.7億円(令和3年度予算)

参考：医療分野の取組み

- **医療サービスの維持・充実**や適正な規模の病床確保は**都道府県の責務**。〔医療法・医療介護総合確保推進法〕
 - 国が、将来(2025年) **必要なサービス供給量**(病床数)を客観的に算定
 - これに県独自の観点を加味し、県**医療計画**や**地域医療構想**を策定
- その責務を果たすため、**公立・民間病院に対する権限が都道府県に与えられている**。〔医療法〕
 - ＜例＞ ・病院開設許可等の**参入規制**
 - ・過剰病床の削減や、不足病床の**充実のための命令・指示**(対公的病院)や**要請・勧告**(対民間病院)
- **国からの財源措置**
 - 民間を含め、**病院収入の約4割は、公費負担**。
 - ※うち地方負担分については地方交付税措置有り
 - 取組推進のための**基金 66億円(国2/3)** ※H26～R1で本県に積立の医療分

国にお願いすること

1. 今後の政策の方向性として、地域公共交通のサービス維持・充実を都道府県の責務(義務)として制度上に位置付けることを検討いただきたい。
2. その責務(義務)を果たす観点から、事業者に対する「権限」を都道府県に付与することを検討いただきたい。
3. このような制度上の位置付けを行うことで、地方交付税等の財源確保への第一歩となると考えます。

(参考)

- ・本県事業者の路線バス収支 ▲約 16億円
- ・地方部のバス事業者(全国)の収支 ▲約550億円 ※令和元年度

〈具体的な取組みのイメージ〉

- ・ **都道府県**が、公共交通サービスの維持・充実に必要な**サービスの内容・量**を計画で**策定**。[課題:客観的な測定手法]
- ・ 地域公共交通サービスに関し、都道府県が民間事業者に対する**「権限」**を行使。[課題:必要な条件設定]
- ・ 赤字路線については、**一定の行政負担が前提**。[課題:サービス維持に十分な財源の確保]

地域がより主体的に取り組むことのメリット

- ①地域交通事業者の**経営安定化**
- ②バス停等の基本施設の**充実・強化**
- ③**災害や非常時**における**輸送手段確保の円滑化**



自治体が事業主体(バス会社が運行)のコミュニティバス



商業施設隣接バス停の改良事例

【県担当部局】 県土マネジメント部 リニア推進・地域交通対策課